

遠隔離島における 産学官連携型の 海洋関連技術開発 公募要領

受付期間：平成26年4月23日（水）～平成26年7月22日（火）17時

※本公募に係る技術開発の実施可能時期は、「南鳥島において平成27年度以降」を予定しているため、平成26年度末までに技術開発の実施希望者により必要経費の目途が一定程度つくことを前提として公募を実施するものであることをあらかじめご承知おき下さい。

平成26年4月

内閣官房総合海洋政策本部事務局

国土交通省

1. 公募の主旨

四面を海に囲まれ、国土も狭隘な我が国にとって、排他的経済水域等は、天然資源及び海洋における再生可能エネルギー開発・利用、海洋環境の保全、科学的知見の取得等の場として極めて重要なものであることから、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画（平成22年7月13日閣議決定）」では、その基礎となる低潮線の保全及び特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）における拠点施設の整備等の措置を講ずるとされており、併せて、特定離島を拠点とした活動の目標が盛り込まれているところである。

今後、特定離島を拠点とした活動を促進させるためには、民間の知見も活用しつつ取組を促進していくことが重要であるが、南鳥島において、技術開発等の実証を行う空間が確保できる目途が立ちつつある。そのため、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、まずは南鳥島における海洋関連技術開発の推進方策について検討するとともに、現地実証を行う研究課題の公募を行い、選定することとする。

なお、本公募に係る技術開発の実施可能時期は、「南鳥島において平成27年度以降」を予定しているため、平成26年度末までに技術開発の実施希望者により必要経費の目途が一定程度つくことを前提として公募を実施するものである。

2. 公募の概要

2. 1 公募の実施主体

公募の実施主体は、内閣官房総合海洋政策本部事務局及び国土交通省とし、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」（事務局：内閣官房総合海洋政策本部事務局及び国土交通省総合政策局技術政策課）において、提案課題の審査を行うものとする。

2. 2 公募対象

海洋活動の拠点として整備中の南鳥島等の一部施設（空間）を、海洋エネルギーの利用、海洋鉱物資源開発、気象海象観測等海洋関連技術に係る先端的技術の現地実証の場所として、技術開発を行う者と技術課題を募集対象とする。なお、本募集に対し、実施主体として課題を提案する者は、民間企業、大学、独立行政法人等の機関に所属する者とする。

2. 2. 1 募集対象課題

- (1) サンゴ増殖技術の開発
- (2) 海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた技術開発
- (3) 自然環境をいかした新素材等の開発
- (4) 島の特徴をいかした環境関連の観測、生態系、地球内部構造、海洋循環構造に関する観測、海洋データの収集

- (5) 活動拠点としての環境整備に関連する技術開発
- (6) 海洋鉱物資源開発に関連する技術開発
- (7) 漁場等の水産基盤に関連する技術開発

2. 3 募集時期

平成26年4月23日～平成26年7月22日 17時

2. 4 技術開発課題の選定

2. 4. 1 審査方法

提出された提案書について、参加資格等の要件を満たしているか等を確認した後、提案書の内容について、「遠隔離島における産学官連携型の海洋関連技術開発推進委員会」において提案課題の審査を行うこととする。その際、技術開発課題の実行を円滑化するため、課題同士の組合せ等を検討するものとする。その後、事務局にて所要の手続きを経て、採択課題を決定する。

なお、施設の利用条件（2. 5参照）に関する関係省庁等の意見に基づき、実施方法や実施場所の変更を条件とする場合がある。

2. 4. 2 審査基準

提案課題の中から選定するに当たっての評価は、以下の5つの観点から行うこととし、その他提案書の記述内容も踏まえた上で、委員会メンバーが総合的に評価するものとする。

- (1) 公益性（我が国の海洋関連調査、技術開発に資すること等）
- (2) 先端性（先進的・革新的な技術要素を含むこと）
- (3) 技術的フィージビリティ（計画した調査・研究の内容を確実に実施可能であること）
- (4) 技術開発の実行性に係るフィージビリティ（撤去を含む）
- (5) 場所特性（特にこの場所で実施する必要性）
- (6) 現地環境に対する配慮
- (7) 現地実証試験による経済社会的効果
 - ① 技術開発の促進
 - ② 技術開発コストの低減
 - ③ 民間のリスクの軽減による事業化支援
 - ④ 人材の育成
 - ⑤ 現地実証試験による国際標準への対応

2. 5 施設の利用条件

別添資料を参照のこと。

3. 資格要件

提案は、技術開発の実施主体の代表者（以下「開発代表者」と呼ぶ。）が行うものとする。開発代表者は、以下のいずれかに該当すること。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関に所属する研究者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- ② 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。
- ③ 日本に登録されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者。
- ④ その他、委員会が適当と定める者。

4. 提案書の提出

4. 1 提案書書式

応募に用いる提案書の書式については別紙の通りとし、必要に応じ、補足資料を添付するものとする。

4. 2 提出先

提案書類の提出先及び本公募に関する問合せ先は次の通り。

持参、郵送（簡易書留に限る）により応募することも可能である（平成26年7月22日17時必着）。その際は、書類に加えCD-R等でデータについても提出のこと。

また、持参、郵送にて応募する際には事前に事務局へ必ず連絡をすること（研究代表者名及び所属機関等を確認する）。事前に事務局に連絡の無い提案書類は受け付けない。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館10階

国土交通省総合政策局技術政策課

遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当

TEL : 03-5253-8111（内線25616、25625）

FAX : 03-5253-1560

E-mail : g_PLB_GAN@mlit.go.jp

ホームページ : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000009.html

なお、企画提案書ファイルの送付については最大3MBである。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性が高いため、提案に向けたスケジュール管理には

余裕を持つこと（通信環境の悪化等による締切時間の延長等の措置は行わない）。

4. 3 注意事項

- ア) 提出書類は日本語で記載のこと。
- イ) 提出された提案書類について、提案要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、提案を原則無効とする。
なお、提案書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めない。また、採択後においても提案書類の記載内容の変更は原則認めない。
- ウ) 提案書類をはじめ、提出された提案関係書類は返却しない。
- エ) 採択された技術開発課題については、その開発計画の概要を公表することがある。
- オ) 課題の採択を受けた者は、当該研究開発で知り得た共同研究者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底すること。

4. 4 個人情報等の取扱い等

- (1) 提案書は、提案者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しない。ただし、国等の研究資金制度による補助金又は委託費を使用する技術開発課題は、研究資金制度の重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがある。（本研究において、国等の研究資金制度による補助金又は委託費を使用することを妨げるものではない。）
- (2) 審査結果については、申請者に通知する。また、採択課題については、採択課題名、申請者名等を国土交通省のホームページ等で公表する。
- (3) 内閣府において、研究資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施している。本公募において国等の研究資金制度による補助金又は委託費を使用する採択課題について、当該マクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することがある。

5. 覚書

委員会における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、技術開発計画（様式）の修正を求める場合がある。提出された計画書に基づき覚書（検討中）を締結する。

なお、覚書については、国土交通省総合政策局技術政策課及び港湾局海洋・環境課と研究代表者の所属する機関との間で結ぶものとする。

6. 実施者の責務等

課題採択後、覚書を結んだ主体は、技術開発推進上のマネジメント、技術開発成果

の発表等、技術開発の推進全般について責任を持ち、特に、申請書の作成や定期的な報告書等の提出等については、申請者の責任の下一括して行うこと。

その他国が定めるところにより義務が課されることがある。

7. 技術開発の成果について

(1) 技術開発成果の帰属

技術開発の結果得られた知財等の成果は、実施者に帰属する。

(2) 技術開発成果報告書の作成

本公募で行った技術開発によって得られた成果について、公表可能な成果報告書を3部及びCD-R又はDVD-Rに保存した電子ファイルを提出すること。

※国土交通省は提出された技術開発成果報告書を自由に公開できるものとする。

※電子ファイルは、Microsoft MS-Word 2007又はジャストシステムー太郎2009で編集可能なファイルとする。

(3) 技術開発成果の発表

得られた技術開発成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に技術開発成果の公開・普及に努めること。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による技術開発成果の発表に際しては、本公募において達成した成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出すること。

(4) 技術成果のフォローアップ

技術開発期間終了後、実施者に対して行う技術開発成果の応用化、実用化状況等の調査に協力して頂く。

8. その他

- ・南鳥島等の一部施設（空間）は限られているため、委員会が採択する提案の数と内容には一定の制約がある。
- ・実施者は技術開発に当たって、現地環境の保全との調和が図られるよう十分配慮する。
- ・技術開発チームは遠隔離島の港湾施設等国有財産を利活用するのに適する者とする。
- ・「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の主旨に支障をきたす懸念がある提案内容は、採択されない場合がある。

9. 問い合わせ先

問い合わせ先(1)	(低潮線保全法基本計画、本委員会の趣旨等) 内閣官房 総合海洋政策本部事務局 遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当
TEL(1)	03-6257-1959
FAX(1)	03-3504-8132
E-Mail(1)	tetsuya.kumano@cas.go.jp
問い合わせ先(2) 提案書提出先	(公募、南鳥島の現況等) 国土交通省総合政策局技術政策課 遠隔離島海洋関連技術開発推進委員会 担当
住 所(2)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館10階
TEL(2)	03-5253-8111 (内線25616、25625)
FAX(2)	03-5253-1560
E-Mail(2)	g_PLB_GAN@mlit.go.jp
受付時間等	月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)9:30～12:00、13:00～18:15